

事業主 総務ご担当者 各位

ジェイティービー健康保険組合

## 「温泉療養」による健康増進への取組みのご案内と補助金精算のお願い

平素より当健康保険業務につきまして、格別なるご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
この度、被保険者および被扶養者の皆様の健康づくりのご支援を目的に、昨年度に引き続き「温泉利用による健康増進」を以下のとおり実施いたします。また、今年度より「温泉入浴と運動プログラム」を1日で体験するプログラムを新設いたしましたので是非ご利用ください。  
なお、今回の温泉療養施設利用の補助金精算につきましては、事業主経由とさせていただきますので、よろしくごお願い申し上げます。

### 1. 目的

「温泉利用型健康増進施設（全国21箇所）」にて生活習慣病ならびにメンタルヘルス等疾病の症状改善が図られる「温泉療養」、加えて「温泉利用プログラム型健康増進施設（全国26箇所）」による「温泉療養」の情報提供ならびに補助金を設定することによる利用促進及び加入者の皆様の生活習慣病、その他疾病の症状改善、健康増進を図る。

### 2. 実施期間

2024年6月17日～2025年2月28日

※なお、年度内精算とするため当年度利用の申請期限を2月末とします。

### 3. 「温泉療養」実施概要と健保補助金設定

（詳細は健康保険組合ホームページ「保健事業を活用する」へ掲載します）

#### （1）**疾病改善を目的**とした「温泉利用型健康増進施設」利用の場合

##### （ア）施設利用対象の疾病

生活習慣病、アトピー性皮膚炎、慢性関節リウマチ、ストレス疾患 等

※各施設により温泉療養の特徴が異なりますので健康保険組合ホームページで  
ご確認下さい。

##### （イ）補助金対象者

被保険者・被扶養者（被扶養者単独利用も可能）

##### （ウ）認定施設利用による補助金適用方法及び精算方法

- かかりつけの医師等に相談し、医師より「温泉療養指示書」の発行を受ける
- 温泉利用型健康増進施設の認定施設にて「温泉療養指示書」に従い指導を受ける  
（1か月以内に7日以上の利用が「温泉療養証明書」の発行条件）
- 認定施設より温泉療養利用の「領収書」と「温泉療養証明書」の発行を受ける

- ④ ①の医師より「温泉療養証明書」及び「修了証明書」を受領。
- ⑤ 申請書と必要書類（領収書・証明書等・レポート）を事業主経由にて健康保険組合へ提出。
- ⑥ 審査後に一括精算または振込みにて補助金を事業主へ支給しますので、該当社員に支給してください。

(エ) 補助金適用条件（対象者 1 人当たり）

「(ウ) ①」 のみの場合：

申請年 1 回迄/上限 5,000 円迄の実費（②～④が履行されない場合）

※「領収書（コピー可）」の添付必須

「(ウ) ①～④」を完了：

申請年 1 回迄/上限 10,000 円迄の実費

※「領収書（コピー可）」「修了証明がある温泉療養証明書（コピー可）」の添付必須

「(ウ) ①」または「(ウ) ①～④」のどちらか年 1 回のみ。

※補助金の適用において被保険者が健康アプリ「PepUp」の登録者であることが条件。

(2) **施設利用体験を目的**とした「温泉利用プログラム型健康増進施設」・「温泉利用型健康増進施設」を利用の場合

(ア) 補助金対象者

被保険者・被扶養者（被扶養者単独利用も可能）

(イ) 認定施設利用による補助金適用方法及び精算方法

①「温泉利用プログラム型健康増進施設」・「温泉利用型健康増進施設」の施設を体験利用する。

②申請書と必要書類（領収書・レポート）を事業主経由にて健康保険組合へ提出。

③審査後に一括精算または振込みにて補助金を事業主へ支給しますので、該当社員に支給して下さい。

(ウ) 補助金適用条件（対象者 1 人当たり）

申請年 1 回迄/上限 2,000 円迄の実費

※補助金の適用において被保険者が健康アプリ「PepUp」の登録者であることが条件。

(3) **温泉入浴と健康プログラムの 1 日体験目的**とした「健康保険組合指定 9 施設」を利用の場合

(ア) 補助金対象者

被保険者・被扶養者（被扶養者単独利用も可能）

(イ) 認定施設利用による補助金適用方法

①健康保険組合が指定した 9 施設より利用。

②申請書と必要書類（領収書・レポート）を事業主経由にて健康保険組合へ提出。

③審査後に一括精算または振込みにて補助金を事業主へ支給しますので、該当社員に支給して下さい。

(ウ) 補助金適用条件（対象者 1 人当たり）

申請年 1 回迄/上限 2,000 円迄の実費

※補助金の適用において被保険者が健康アプリ「PepUp」の登録者であることが条件。  
なお、(1) または (2) または (3) の申請を可としますが、対象者1人あたりいずれかを1回/年までとします。

#### ※温泉利用型健康増進施設

温泉利用型健康増進施設とは、厚生労働省の定めた一定の基準を満たし、温泉と運動の組み合わせで健康づくりを行うことの出来る施設のことです。

施設一覧はこちら <https://www.jph-ri.or.jp/onsen-nintei/list/index.html>

#### ※温泉利用プログラム型健康増進施設

温泉利用型健康増進施設の普及型の施設で、病気を治す「温泉療養」ではなく、一般の健康増進のための利用に対応することができる施設です。

施設一覧はこちら <https://www.onsen-msrc.com/knowledge/program/index.html>

#### ※温泉入浴と健康プログラムの1日体験の施設一覧はこちら

<https://jtbkenpo.or.jp/katuyou/hoka/?con=02>

### 4. モニタリングツアーの実施について

「温泉利用型健康増進施設」「温泉利用プログラム型健康増進施設」の施設を利用して、温泉入浴と健康プログラムを1日で体験いただくモニタリングツアー（平日日帰り設定）を首都圏地区は9月、関西地区は11月にて計画します。

詳細は後日、健康保険組合ホームページにてご案内いたします。

### 5. その他

「温泉療養証明書（修了証明書付）」の発行がある場合は、確定申告にて領収書と温泉療養証明書を用いた医療費控除の対象とすることが可能です。

#### 【問い合わせ先】

ジェイティービー健康保険組合

TEL：03-5796-5902（内線300-4029） E-mail：jtb\_kenpo@jtb.com

※事業の詳細はジェイティービー健康保険組合ホームページに掲載しております

<https://jtbkenpo.or.jp/katuyou/hoka/?con=02>

#### 【添付資料】

別紙1：「温泉療養補助金申請書 温泉利用型健康増進施設用（利用者用）」

別紙2：「温泉療養補助金申請書 温泉利用プログラム型健康増進施設（利用者用）」

別紙3：「補助金請求書（事業主用）」